



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *58 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *59 和歌山県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例 (医務課)
- *60 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例等の一部を改正する条例 (市町村課)

公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県の組織改正に伴い、規定の整備を行いました。(第11条及び第17条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

国の診療報酬の算定方法の改定に伴い、関係条例の規定の整備を行いました。(第1条、第2条及び第3条関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県立中学校及び高等学校設置条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

岩出町が岩出市となること及び字の変更に伴い、次の条例の規定を整備しました。

- (1) 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例(第2条の表関係)
- (2) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(本則の表関係)
- (3) 和歌山県営住宅条例(別表関係)

2 施行期日

平成18年4月1日から施行します。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第58号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年和歌山県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「福祉保健部健康局健康対策課」を「福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課」に改める。

第17条第1項第7号中「又は水産試験場増養殖研究所」を削り、同項第9号中「、水産試験場増養殖研

究所」を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第59号

和歌山県使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

(和歌山県使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1第10項中「平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)」を「平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)」に、「平成6年厚生省告示第72号(老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準)別表第1老人医科診療報酬点数表(第11項の2において「老人診療点数表」という。)&及び別表第2老人歯科診療報酬点数表、平成6年厚生省告示第237号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)、平成6年厚生省告示第253号(老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)、平成14年厚生労働省告示第81号(健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法)並びに平成14年厚生労働省告示第82号(老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準)」を「平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)並びに平成18年厚生労働省告示第101号(特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法)」に改める。

別表第1第11項の2第2号中「及び老人診療点数表」を削る。

(和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 和歌山県児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに平成6年厚生省告示第72号(老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準)別表第1老人医科診療報酬点数表及び別表第2老人歯科診療報酬点数表」を「平成18年厚生労働省告示第92号(診療報酬の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表」に改める。

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第3条 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表中「平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)別表第2歯科診療報酬点数表及び平成6年厚生省告示第72号(老人保健法の規定による医療に要する費用

の額の算定に関する基準) 別表第 2 老人歯科診療報酬点数表」を「平成18年厚生労働省告示第92号 (診療報酬の算定方法) 別表第 2 歯科診療報酬点数表」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 6 0 号

和歌山県立中学校及び高等学校設置条例等の一部を改正する条例

(和歌山県立中学校及び高等学校設置条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例 (昭和31年和歌山県条例第67号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「那賀郡岩出町大字高塚155」を「岩出市高塚155」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第 2 条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例 (昭和32年和歌山県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県岩出警察署の項中「那賀郡岩出町大字高塚198番地の 1」を「岩出市高塚198番地の 1」に改める。

(和歌山県営住宅条例の一部改正)

第 3 条 和歌山県営住宅条例 (平成 9 年和歌山県条例第42号) の一部を次のように改正する。

別表紀の川市の項の次に次のように加える。

岩出市	県営住宅鴨沼団地	岩出市吉田
-----	----------	-------

別表那賀郡の項を削る。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。